

こども まんなか

令和8年度

教育・保育施設利用のしおり



令和7年11月発行
五城目町健康福祉課

◆平成27年4月からスタートした『子ども・子育て支援新制度』では、教育・保育施設を利用する場合、教育・保育の必要性や保育の必要量に応じた「支給認定」を受ける必要があります。



令和8年度のクラス編成は、4月1日時点での年齢でクラスが決まります。

認定区分	クラス	生年月日
1号認定 ・	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2号認定	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3号認定	2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
	1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
	0歳児	令和7年4月2日～



◆ 問い合わせ先 ◆

五城目町健康福祉課 TEL 018-853-0705

〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

もりやまこども園(本園) TEL 018-852-3805

〒018-1703 南秋田郡五城目町字羽黒前76番地1

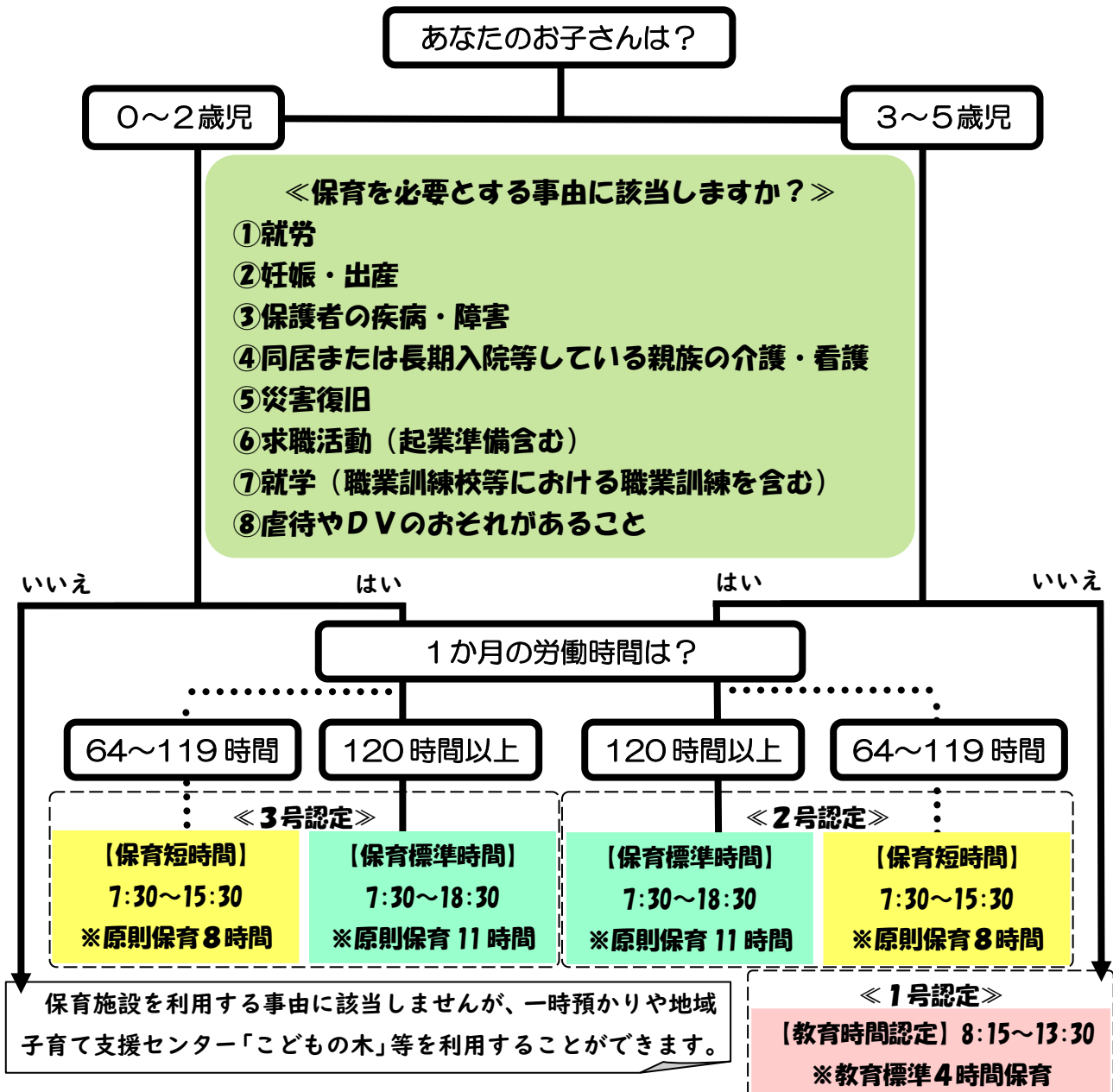
もりやまこども園大川分園 TEL 018-875-3033

〒018-1735 南秋田郡五城目町大川下樋口字古川敷27番地1

1. 「支給認定」について

希望する認定区分によって申込み手続きが異なりますのでご注意ください。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設 (五城目町の場合)
1号認定 (3～5歳児)	◇3歳児以上の就学前の子どもで「教育」のみを希望する子ども	もりやまこども園 本園
2号認定 (3～5歳児)	◇3歳児以上で保護者の就労や疾病等により「保育」が必要な子ども	もりやまこども園 本園または大川分園
3号認定 (0～2歳児)	◇3歳児未満で保護者の就労や疾病等により「保育」が必要な子ども	もりやまこども園 本園または大川分園



2. 保育の必要性の区分について

《 2号認定・3号認定に限ります 》

区 分	要 件	利用できる時間
保育標準時間	①就労、②妊娠・出産、③疾病・障害、 ④介護・看護、⑤災害復旧、 ⑦就学（月120時間以上）、⑧DV等	原則保育8時間 （利用可能11時間）
保育短時間	①就労、④介護・看護、⑥求職活動、 ⑦就学（1日4時間以上で月120時間未 満）、⑨育児継続のほか、短時間保育を 希望する者など	原則保育8時間 （利用可能8時間※）

★保育短時間の利用可能な8時間については、もりやまこども園で設定します。
なお、保育を必要と判断する下限は

「労働などが月64時間以上（1日4時間・週4日以上）」です

3. 「保育事由（保育施設等に入園できる基準）」について

希望する保育施設等に入園するときは、次のいずれかの基準を満たしていることが必要です。



①就労

保護者の状況	・保護者が日中労働などで保育することができない場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 就労証明書（父母等）

②妊娠・出産

保護者の状況	・母親が出産前後の場合（産前産後各8週）
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し

③保護者の疾病・障害

保護者の状況	・保護者が病気療養中などの場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または障害者手帳・療育手帳の写し

④同居または長期入院等している親族の介護・看護

保護者の状況	・常時介護や看護を要する場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または介護保険証等の写し

⑤災害復旧

保護者の状況	・震災や風水害、火災などの災害復旧に従事している場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の写し

⑥求職活動（起業準備含む）

保護者の状況	・就労を希望して求職活動をする場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 求職活動現況届等

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

保護者の状況	・保護者が日中就学などで保育することができない場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書または受講決定通知等の写し

⑧虐待やDVのおそれがあること

保護者の状況	・特別の支援が必要と判断された場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 関係機関の意見書または証明書

⑨育児継続

保護者の状況	・育児休業を取得後、継続して保育が必要と認められた場合
提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 支給認定変更申請書 <input type="checkbox"/> 継続入園申出書 <input type="checkbox"/> 就労証明書

★提出が必要な書類のうち「医師の診断書」は、保育が困難な状況・疾病名・療養期間の記載がされたものを添付してください。

★その他の理由で保育が必要な場合は申し出ください。

4. 教育・保育施設等への申込手続きの流れについて

【新規】1号認定 (3歳児～5歳児)の場合

「施設型給付費等に関する支給認定申請書(兼特定教育・保育施設等利用申込書)」をもりやまこども園に提出します。

【新規】2・3号認定 (0歳児～5歳児)の場合

「施設型給付費等に関する支給認定申請書(兼特定教育・保育施設等利用申込書)」と「2.「保育事由(保育施設等に入園できる基準)」について」内の該当する事由の提出が必要な書類を添付し、役場健康福祉課窓口へ提出します。

【継続】1号認定 (3歳児～5歳児)の場合

「施設型給付費等に関する支給認定申請書(兼特定教育・保育施設等利用申込書)」等の提出は必要ありません。

【継続】2・3号認定 (0歳児～5歳児)の場合

「特定教育・保育施設等利用申込書(兼現況届)」と「2.「保育事由(保育施設等に入園できる基準)」について」内の該当する事由の提出が必要な書類を添付し、役場健康福祉課窓口へ提出します。



5. 教育・保育施設等への『仮』申込手続きの流れについて（出産前）

現在妊娠中で、産休・育児休暇取得後に「令和8年度内」に職場復帰する方は、仮申込みができます。

なお、希望者が定員を超えた場合や年度途中での申し込みは、入園できないことがありますのでご了承ください。

提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 施設型給付費等に関する支給認定申請書（兼特定教育・保育施設等利用申込書） <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書（産休・育児休暇の期間等が記載されたもの）
----------	---

6. 入園申込受付期間について

現在、もりやまこども園（本園・大川分園）を利用されている方は、園より申請必要書類一式を配付します。新規入園を希望される方は、町健康福祉課窓口・もりやまこども園で配付します。

なお、申請書・申込書については、次のとおり受付します。

【受付期間】 令和7年12月1日（月）から12月5日（金）まで

【受付時間】 平日：午後0時30分から午後5時30分まで

※1号認定（教育）の申請書・申込書は、もりやまこども園で午前8時15分から午後4時30分まで受付します。

7. 保育料（利用者負担額）・副食費の算定に必要な書類について

保育料（利用者負担額）・副食費は、父母の市町村民税所得割額の「合算」により決定します。世帯の状況によっては、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者であると認定できる場合は、父母以外の扶養義務者の所得割額の合算により決定します。

なお、保育料の算定には、調整控除（配当控除、住宅借入金等特別控除等）を除いた税額を適用します。

9月

4月 5月 6月 7月 8月	10月 11月 12月 1月 2月 3月
令和 7 年度の市町村民税額	令和 8 年度の市町村民税額

また、市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯や障害者世帯等については、保育料が減額されます。

◎世帯内に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方、または、特別児童扶養手当の受給者がいる場合は、手帳などの写しを提出してください。

※障害のある方と別世帯となった場合や、同一世帯の方が新たに身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、役場健康福祉課まで連絡願います。

◎所得課税証明書について



父母ともに住所が五城目町の場合

利用申し込み時に所得・課税調査に同意されますと、提出は不要になります。

ただし、所得の申告をしていない場合は、税額等の確認ができないため、申告が必要になります。

1月1日時点の住所が五城目町以外の場合

マイナンバーにより課税情報を取得できなかった場合等には、課税証明書の提出を求める場合があります。

なお、取得方法は、1月1日時点の住所地の市区町村にお問い合わせください。令和8年度分は、おおむね6月中旬頃に取得できます。

提出が必要な書類

- 令和7年度所得課税証明書（前期算定用）
- 令和8年度所得課税証明書（後期算定用）

8. 入園期間について

- (1) 1号認定と2号認定の子どもの入園期間は、小学校入学前までです。
- (2) 3号認定の子どもの入園期間は、基本的には産後3か月以降から2歳児までです。
- (3) 求職活動中は、3か月間の期限付き入園（保育短時間）となります。

ただし、期限内に「2. 「保育事由（保育施設等に入園できる基準）」について」内に該当する事由の必要な書類の提出がない場合は、3号認定の子どもは「退園」となり、2号認定の子どもは「1号認定」に移行することができます。

※求職活動の都合等で預かり保育・延長保育を希望する場合は、【1号認定】は、『預かり保育(有料)』を13時30分以降、【保育短時間】は、『延長保育(有料)』を15時30分以降、利用することができます。

また、同年度内に、連続した「求職活動（起業準備含む）」を理由とした入園はできませんので、ご注意ください。

- (4) 出産のための入園は、出産予定日から「産前産後8週間」の期限付き入園となります。

- (5) 転出する場合は、「転出日の前日」までの入園となります。
- (6) 「2. 「保育の事由（保育施設等に入園できる基準）」について」内の基準を満たさなくなった場合は「退園」となります。
- (7) 入園期間途中で退園する場合は、事前に「退園届」を提出ください。

9. 利用調整について

《2号認定・3号認定に限ります》

利用調整（審査）は、保育を必要とする「優先度」を基準に、指数の高い方から順に入園を決定します。

10. 育児休業にかかる「継続入園」について

《2号認定・3号認定に限ります》

出産に伴い育児休暇を取得した場合、育児休暇期間中は保育をすることができるとみなされます。

ただし、在園中の2号認定の子どもは「1号認定」または「保育短時間」に、3号認定の子どもは「保育短時間」に移行することができます。

提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付支給認定変更申請書 <input type="checkbox"/> 育児休業に係る継続入園申出書 <input type="checkbox"/> 母の就労証明書（産休・育児休暇の期間等が記載されたもの）
----------	---

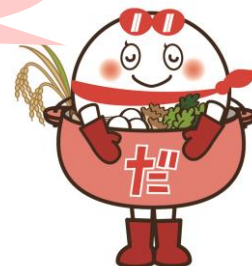
11. 届出内容の変更について

入園申込時に提出した就労証明書の内容が変更になった場合は、利用時間や保育時間、保育料等が変更になることがありますので、町健康福祉課またはもりやまこども園へご連絡ください。

例1：父母の勤務先の変更や転職、休業や離職等の就労状況が変更になった場合

例2：転居や出生等の世帯状況が変更になった場合

決まり次第、速やかに届出をお願いします。



12. 第1子から保育料等を町が全額補助しています

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました(3歳児から5歳児)。町では3歳以上児の保育料の無償化に併せ、すべての世帯の主食費及び副食費を所得制限なく全額補助しています。

町ではこれをさらに拡大し、令和6年4月から3歳未満児(0歳児から2歳児)を含む、すべての子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図るため、独自の施策として、第1子から保育料等を全額補助しています。

13. 保育料・副食費の軽減について

子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する「すこやか子育て支援制度」等により所得階層に応じて補助が受けられます。また、教育・保育施設をきょうだいで利用する場合も保育料の軽減が受けられます。

14. その他

入園のつどいや内科健診、絵本代等の諸費用の引き落とし口座等については、後日連絡します。